

国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止及び国籍法の厳格な  
制度運用を求める意見書

平成21年1月1日に施行された改正国籍法は、これまで出生後日本国民である父に認知された子の国籍の取得について、日本国民の父と外国籍の母の間に婚姻関係が存在することを日本国籍を取得するための要件としていたものを婚姻関係が存在しない場合にも国籍取得を可能とするというものである。

しかし、この国籍法改正については、日本国籍の取得を目的とした虚偽の認知が行われるおそれがあるとして、国会において、認知が真正なものであることを確認するための万全の調査や父子関係の科学的な確認方法を導入することの要否の検討などについて附帯決議がなされたほか、国民の間でも虚偽の認知等の違法行為や不正行為を懸念する声がある。

このような中、9月初旬に神奈川県内において、子供の日本国籍を不正に取得したとして、法改正の趣旨を悪用した偽装認知が摘発されるという事件が発生したところである。

よって、国においては、国籍法改正によって生じ得る偽装認知の防止に向けて、附帯決議を尊重した対策及び改正国籍法の厳格な制度運用をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成21年9月30日

宇都宮市議会

内閣総理大臣  
法務大臣  
衆・参両院議長

} あて